

目 次

令和 6 年 1 月 13 日 (金曜日) 第 2 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開 議 宣 告	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○一 般 質 問	村川議員 ----- ・将来にわたる町の財政について 高森議員 ----- ・違反ごみの対策について ・野良猫の避妊・去勢手術に助成を ・外国人労働者と行政のかかわり方について	3 頁 6 頁
○議案第10号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	11 頁
○議案第11号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12 頁
○議案第12号	長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	13 頁
○議案第13号	長万部町議會議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例	15 頁
○議案第14号	職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例	15 頁
○議案第15号	令和 6 年度長万部町一般会計補正予算（第 9 号）	16 頁
○議案第16号	令和 6 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	17 頁
○議案第17号	令和 6 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	18 頁
○議案第18号	令和 6 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 4 号）	19 頁
○議案第19号	令和 6 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 2 号）	20 頁
○議案第20号	令和 6 年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	21 頁

○議案第21号 令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第6号）-----	22頁
○所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について -----	23頁
○閉会宣言 -----	23頁

令和6年第4回長万部町議会定例会（第2日目）

◎招集年月日 令和 6年12月13日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 6年12月13日（金）午前10時00分

◎応 招 議 員（10名）

1番	辻 義雄	6番	高森 功治
2番	橋本 収司	7番	長崎 厚
3番	辻 紀樹	8番	高橋 克英
4番	大谷 敏弥	9番	村川 育
5番	北川 佳嗣	10番	柏倉 恵里子

◎不応招議員 なし

◎出 席 議 員 応招議員に同じ

◎欠 席 議 員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木幡 正志	出納室長	工藤 貴司
総務課長	佐藤 久	消防長	沼田 明宏
まちづくり推進課長	小山内 敏洋	病院事務長	本前 武広
新幹線推進課長	岸上 尚生	病院事業推進室長	加藤 典明
税務課長	田中 浩	教育長	近藤 英隆
町民課長	田野 崇哉	学校教育課長	神野 隆之
保健福祉課長	岡部 忠	社会教育課長	米代 剛
産業振興課長	小川 洋	選挙管理委員会事務局書記長	佐藤 久
建設課長	上野 訓	監査事務局長	増田 理恵
水道ガス課長	中里 博也	農業委員会事務局長	小川 洋

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	増田 理恵
議会事務局主幹	佐々木 学
議事係	川村 界斗

◎議事日程

- | | |
|--------------|---|
| 日程第1 | 一般質問 |
| 日程第2 議案第10号 | 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 議案第11号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 議案第12号 | 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 議案第13号 | 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 議案第14号 | 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 議案第15号 | 令和6年度長万部町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第8 議案第16号 | 令和6年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 議案第17号 | 令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 議案第18号 | 令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 議案第19号 | 令和6年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 議案第20号 | 令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 議案第21号 | 令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第6号） |
| 日程第14 | 所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について |
-

◎開議宣告

10時00分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務等の調査及び閉会中の継続調査の申し出がありましたのでお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柏倉恵里子） 日程第1、一般質問を行います。質問通告書は事前に配付しておりますが、質問者は2名、質問件数は4件となっております。

この際申し上げます。一般質問の質問時間は各議員40分以内と決定しております。質問時間の終了3分前と終了時にブザーを鳴らしますのであらかじめご承知おきください。それでは順次質問を許します。

村川議員。

[議員（9番 村川毅）登壇]

○議員（9番 村川毅） おはようございます。将来にわたる町の財政について、質問いたします。

1点目。毎年、中長期財政推計を更新策定されているものと思います。今後数年間にわたり新幹線関連事業をはじめとする大型事業が計画されていますが、事業の実施に伴い基金の減少や借入金の増加が見込まれます。この人口減少が進む長万部町が将来、財政危機や財政破綻に陥る可能性はないのかどうか。

2点目。健全な財政運営をするための貯金といわれる財政調整基金の積立残高が令和5年度末で4億9,200万円となっていますが、これは10年前の平成25年度末と比較すると約3分の1の額にまで減少しています。財政調整基金残高は中長期財政推計では今後どのように推移すると考えているのか、町長の所見をお聞きいたします。以上です。

[議員（9番 村川毅）自席へ]

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

[町長（木幡正志）登壇]

○町長（木幡正志） 将来にわたる町の財政について、答弁を申し上げます。

1点目の「財政危機や財政破綻に陥る可能性はないのか」という質問でありますけれども、当然

のことながら、そのような状況には絶対させてはいけないと思っております。新幹線駅周辺整備など大型事業の実施を控え、少子高齢化による人口減少が進む中、令和5年度末で財政調整基金の残高が5億円を下回ったことから、みなさまに不安を与えていたものと認識しております。

しかし、ふるさと納税による寄附金の増加に伴い、まちづくり基金の残高は前年度末で、前年度から約3億8,200万円増の約6億4,100万円となっていることを考慮していただき、本当に危機的な状況で破綻を迎えることがないよう、行政の長として覚悟をもって財政運営に努めています。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

2点目の「財政調整基金残高の財政推計での今後の推移」につきましては、向こう5年間の中期財政計画の位置づけとして、本年度も財政推計を作成しております。推計では、単年度収支による財源不足額を明確にするため、基金繰入金による財源不足対策を行っていませんが、仮に財政調整基金のみで補てんした場合、令和7年度からの2年間で4億5,900万円の不足が見込まれることから、ほぼ底をつく結果となります。

実務上楽観的な見方をしないという考え方により推計しているので、各種基金への積立金や歳入が過大とならないよう繰越金を含めないと、実際の予算執行とは異なりますが、全職員でこの推計をもとに危機感をもって業務を遂行することで、財政調整基金の増額に努めてまいります。以上です。

[町長（木幡正志）自席へ]

○議長（柏倉恵里子） 村川議員。

○議員（9番 村川毅） 何点か再質を行います。ただいま町長から行政の長として覚悟を持って財政運営に努めていますという、大変心強い回答をいただきました。人口減少、少子高齢化によって今後の税収の伸びは期待できないと思いますが、答弁にあるようにふるさと納税によるまちづくり基金が6億4,100万円になったということで、こちらは大変期待しております。このたびの行政報告においても、前年ほどの寄附は期待できない状況ではありますが、新規寄附サイトの追加やPRイベントへの参加による新規寄附者の開拓、ウェブ広告の実施などにより、引き続きホタテ関連の返礼品が好評で、12月の繁忙期に向けて当初より収入が見込まれるという報告でしたが、このふるさと納税の今年度の見込みと今後の見通しについてはどのように捉えているかお聞きいたします。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 担当課長に答弁させます。

○議長（柏倉恵里子） 小山内まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小山内敏洋） ただいまのふるさと納税の今年度と、今後の見通しについては、というところのご質問についてですが、行政報告のとおり昨年度ほど期待はできない状況でございますが、12月に入ってからも順調に推移しております。今年度末の寄附額としては3億円程度見込んでおります。今後の見通しにつきましては引き続き各種取り組みを研究し、この水準を維持できるよう鋭意努力してまいります。

○議長（柏倉恵里子） 村川議員。

○議員（9番 村川毅） ふるさと納税については、大変担当課のほうでも苦労して努力しているようです。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、起債の借り入れについてお聞きします。これから新幹線関連や病院などの大型事業で起債の借り入れによって、借り入れのめどとなる将来負担比率や実質公債費率が増加するものと思いま

す。そのことにより、さらにその先に計画している福祉センター、スポーツセンター、青少年会館の複合施設の建設に係る起債借り入れに影響が出てこないのかどうかお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） 比率につきましては、令和5年度決算に基づく最新の値で、将来負担比率が30.2%、早期健全化基準の35.0%を大きく下回っております。実質公債費率は9.9%、こちらも早期健全化基準の25%を下回っております。この比率の元となります地方債の残高はここ数年48億円前後で推移しており、5年度末で約47億5,000万円となっております。

起債の借り入れへの影響ということですが、起債の借り入れにつきましては事前協議制で行っておりますが、実質公債費比率が18%以上になると許可が必要となります。25%を超えると制限されますことから、大型事業の実施にあたっては比率を勘案しながら実施しているところであります。

なお、ご質問にありました、現時点では新幹線駅周辺整備や病院建設などの事業費は不確定要素が多いため、比率の推計は現在しておりません。また、福祉センター、スポーツセンターの関係ですけども、ストックマネジメント計画によりまして、将来的に福祉センター、スポーツセンター、青少年会館の複合施設への集約、複合化を目指しておりますが、これらの事業を行う際にも比率を勘案しながら、許可が必要となる18%を超えることがないよう努めてまいります。

○議長（柏倉恵里子） 村川議員。

○議員（9番 村川毅） 財政的に大変な中で、借り入れの制限がある中でやりくりしていかなければならぬということなんですねけれども、まずはやはり計画していること、単独事業の町立病院やそのストックマネジメントの複合施設等については、やはり町民の願いでもありますし、老朽化しているという部分でもありますので、ぜひ、やりくりは大変でしょうねけれども、そういった中で実施できるようにお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは2点目の、健全な財政運営を行うための貯金と言われる財政調整基金についてお聞きします。町長が認識しているとおり、財線調整基金の残高が5億円を下回ったことは、本町にとって非常に不安なことであります。昨年同僚議員の一般質問に対して、町長は年度当初で10億円がひとつ的基本になると。10億円を基本としていきたいと答弁されておりましたが、額については私もまったく同感であります。しかし、先ほどの答弁で財政推計では仮に財政調整基金のみで補てんした場合、2年間でほぼ底をつく結果になると。これは実務上楽観的な見方をしないという考え方により推計しているということですが、それでは実際の予算執行において、どのように財政調整基金が推移しどのように10億円まで積み立てていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 毎年、当初予算の段階で10億というのはひとつの大きな目標になってます。今質問があったとおり、毎年出納閉鎖、5月の末が出納閉鎖になるんですが、この時点で積み込みがどのくらいできるか、財調にどれだけ積んでいけるかということで、できるだけ10億を目標にしていきたいなと思っておりますので、予算編成の段階でも財調の10億ってのは大きな目標になさざということで職員には話をしながら、その財調が10億あるってことにはひとつの町の安心感になる。そして大きな事業が来てもやっぱりそれの10億ってのは大きな力になってくる。これを大切にして予算編成しなきやだめよという話をしております。

今後ともいろんな国の補助金・交付金、財源活用しながら事業を推計していくんですが、当初予算ってのは大体40億50億程度が当初予算で、今年も大体今の段階で72億まで事業費が上がっ

て、そういう事業運営やってるっていうことは、非常に厳しい状態だけどもやはり町のためにやらなきやいけないことがたくさん出てくるんで、そこはきちっとやりながら財調に10億目指していくこう、これはひとつの大きな目標であり、町の財政を預かるものとしての大きな責任だなということを感じておりますので、今後とも財政10億に向けて頑張っていきたいと思ってます。

○議長（柏倉恵里子）　村川議員。

○議員（9番　村川毅）　ありがとうございます。先日の新聞報道によりますと、北見市で毎年度の收支不足を財政調整基金でまかなった結果、残高が激減して踏み込んだ財政の見直しが必要と判断した結果、財政健全化を目指す3年間のアクションプランを市議会へ示したという報道がありました。

本町も平成17年1月に他町と合併をしないと決めたあと、平成17年度から21年度の5年間の集中改革プランを作成して、職員が一丸となって財政危機を乗り切ってきた経緯があります。この辺の経緯は町長もよくご存じだと思うんですけども、答弁にありましたとおりに全職員が危機感を持って業務を遂行するということであれば、数値目標を明確にして本町もアクションプランを作成して取り組むことが必要ではないかなと私は考えるんですが、町長はどのようにお考えかお聞きして、これを最後の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（柏倉恵里子）　木幡町長。

○町長（木幡正志）　大事な冒頭で平成17年の話がでましたので、今記憶によみがえってきてるんだけども、やっぱり1町で生きていくためには財政検証をしながら、財政計画立てなきやダメだってのは当時の大きな柱だった。そのとき何やったかって言ったら、一番先にやったのは職員の給与の削減ですよ。5年間。ずっと削減てきて職員にもつらい思いをさせながらそうした財政を乗り切ってきた。これは本当言って悪いけどやりたくない話。だから今アクションプランってのは今の時期に立てる必要はまだないと思ってる。だからその時期が来たらいろいろ相談しながらどういう形で財政の再建をしていくかっていうことを皆さん、職員も相談しながら皆さんと協議をさせていただければありがたいなと思うし、やはりアクションプランを考えたときのひとつの一丁目一番地は職員の入件費の削減から入らなきやいけない。これは今大事なことは職員のやる気を失ってしまうようなプランは今の段階では遠慮しながら、将来そういう事態が発生するようなことがあれば、また職員とも協議しながら皆さんとご相談をさせていただければありがたいと思います。以上です。

○議長（柏倉恵里子）　以上で村川議員の質問を終わります。

高森議員。

〔議員（6番　高森功治）登壇〕

○議員（6番　高森功治）　私の質問は3問あります。1問目、違反ごみの対策について。

近年、ごみを市町村ごとのルールどおりに分別し排出するのは一般的となっておりますが、それを適切に行わない「違反ごみ」が問題となっております。福島県福島市では、「違反ごみ」について、ごみ袋を開封して内容物の情報から個人や事業者を特定し、悪質であれば氏名や事業者名を公表することで、適切なリサイクルやごみの減量を推進しようとしております。

町では、「違反ごみ」の対策についてどのように取り組まれているのか、町長の所見を伺います。

2問目、野良猫の避妊・去勢手術に助成を。現在、長万部町には野良猫が多数いると思われます。近所の野良猫をかわいそうに思って餌を与えていたら、あるとき子猫を数匹連れて現れ、仕方なく続けて餌を与える。するとまた野良猫が増える。という悪循環がずっと続いて現在に至っていると考えます。町でも「餌を与えないでください。餌を与えた方を飼い主とみなします。」と広報に掲

載したり、苦情のあった地域にチラシを配布する事もしておりますが、一向に解決されておりません。大事なのは、これ以上野良猫を増やさない対策に力を注ぐべきです。

しかしながら避妊・去勢の手術代はオスで1万円、メスなら2万円ほどかかります。数匹いたり、病院までの道のり等を考えると、無理と言う方々も少なくありません。

北海道には、殺処分ゼロを目指して全道を駆け回り、割安で手術をしてくれる獣医師がいます。そのような先生に長万部に来ていただき、集中して手術を行ってもらうはどうでしょうか。あるいは、動物基金で配布しております、手術代が無料になるチケットを自治体枠を使って行うのはどうでしょうか。町長の所見を伺います。

3問目、外国人労働者と行政のかかわり方について。昨年、北海道の発表によりますと、2050年には道内の総人口は約27%減の382万人と推計されております。道内すべての市町村で人口が減少し、減少率が50%を超える市町村は67か所、人口規模が5,000人未満となる市町村は122か所になるとされております。

わが町長万部の推計を見ますと2050年には約2,450人になると発表されました。そのような中、北海道労働局の発表によりますと令和5年10月末現在、道内の外国人労働者は3万5,439人となっております。今後一次産業のみならず福祉関係や建設関係、その他の産業においても外国人労働者の増加が見込まれます。

全国的に労働者不足、人手不足が深刻化している中、外国人労働者に対してどのような認識を持っているのか、また行政としてどの等な取り組みができるとお考えか、町長の所見を伺います。以上です。

[議員（6番 高森功治）自席へ]

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

[町長（木幡正志）登壇]

○町長（木幡正志） 3件についてご回答申し上げます。

第1点の違反ゴミの対策について。本町では、町民や事業者のみなさまが、燃やすごみ、燃やさないごみ、燃やす粗大ごみ、資源ごみなどにごみを分別し、決められた収集日に町の指定ごみ袋でごみステーションやポリバケツなどでごみを排出したり、リレーポート山越や清掃センターに直接ごみを搬入するなど、ルールを守っていただいております。

しかしながら、ごみの分別が明らかに守られていない、町の指定ごみ袋ではない袋などでごみが出される、決められた場所にごみを出さないなど、ルールが守られていない事例もあります。明らかに分別されていないなどルールを守っていない「違反ごみ」については、分別しなおすことを促すシールを貼り周知しておりますが、それでも放置されたり、複数回にわたりルールが守られない場合は、町職員により内容物を確認し、個人や事業者が特定された場合は指導しております。

今後も引き続き、「違反ごみ」については適切に対応していき、町の環境保全とごみの資源化の推進を図ってまいります。

2点目、野良猫の避妊・去勢手術に助成をということでございますので答弁を申し上げます。野良猫につきましては、公園や庭先でのふん尿による悪臭や衛生面の悪化、発情期の大きな鳴き声による睡眠の妨げなどの迷惑、野良猫の増加に伴う猫同士のケンカや争いによる騒音など、様々な問題があります。町としても、野良猫の問題により、地域に迷惑が生じないよう、野良猫へのエサやりをやめるよう周知しているところです。

また、地域の衛生環境を改善しつつ、動物福祉にも配慮するため野良猫への無料不妊手術事業が、

公益財団法人どうぶつ基金では行われており、野良猫に関しましては、地域の方々の様々な意見もあり、また、町といたしましても、今後も厳しい財政状況であり、住民生活に直結する優先課題に重点的に対応する必要があるため、助成や対応については困難であることをご理解いただきたいと考えております。

3点目、外国人労働者と行政のかかわり方について、お答え申し上げます。本町の人口は1960年代には1万5,000人を超えていましたが、少子高齢化により2050年には2,450人まで減少することが発表されております。一方労働力人口は、女性や高齢者の労働市場への参加が増えたことにより増加しております。しかしながら、15歳から64歳の生産年齢人口の減少は著しく、今後も減少が続く見通しです。

このような少子高齢化に伴う人手不足により、各企業は既存の男性正規職員労働者を中心とする採用戦略から、女性、高齢者、外国人など多様な人材に目を向ける必要が生じたため、外国人労働者の受け入れが拡大しているものと思われます。

外国人労働者に対してどのような認識を持っているのか、との質問ですが、本町にも技能実習生や特定技能外国人など多くの外国人が在住しており、貴重な人材であると認識しております。また、行政としての取り組みについては、町として行つてはおりませんが、外国人労働者を雇用するにあたっての課題として、日本語でのコミュニケーションへの不安や、異文化に対する相互理解、地域住民との交流機会の創出などが想定されます。現時点では、雇用主または地域住民の方々の尽力により、一定程度、解消できるものと認識しておりますが、引き続き外国人労働者の地域での実情を見極めつつ、必要に応じて行政としての取り組みを検討してまいります。以上です。

[町長（木幡正志）自席へ]

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） それでは何点か再質問させていただきます。

この違反ごみの問題なんですけども、今長万部では新幹線工事の関係で、転入者や新たに町に来る人々というのは多いと思うんですけども、この方達はごみ出しのルールがわからないと思うんですけども、その対応についてはどのように対応しておりますか。

○議長（柏倉恵里子） 田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） 転入された方々につきましては、町への転入届の提出の際に、窓口でごみ分別の手引きですか、ポスターを配布させていただいて周知させていただいております。また、新幹線工事とかの業者の方々につきましては、新幹線推進課を通じ手引きやポスターを業者の方々に配布させていただいたりですか、工事宿舎、大きいものの場合は、ゴミステーションも設置されるんですけど、その場合は職員も赴きまして、ごみ出しのルールを守っていただくよう、そちらのほうにご理解とご協力のほうをお願いしております。以上です。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） 町民の中でも、ごみを出すルールについてははっきりとわからない場合があると思うんですけども、そういう方々への周知はどのようにされておりますか。

○議長（柏倉恵里子） 田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） 町民の方々からも、やはりごみというのはかなり複雑な部分もあるものですから、そういう場合問い合わせがあるたびに、職員のほうでその都度対応させていただいたりですか、町の広報やホームページによりましても周知させていただいて、ごみ出しルールのほうを、ルールのやり方ですか、あと資源化の推進のほうについてもご理解をいただいているところ

ろです。以上です。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） この違反ごみについて、繰り返し行うなど悪質なケースな場合、今後福島市と同様に、個人名や事業者名を公表するということは検討されておりますか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 長万部でも年に数回やっぱりあるんだけども、中身を検証していくと、封筒が出てきたり、また名前の書いたものが出てくると持ち主がわかるの。ただそこにはきっと整理するんだけど、1年に今5～6回はあるのかな。1年に5～6回くらいは町民の間からもそういう事案が出てるんで、その都度やっぱり職員が直接出かけて行って、そして町民に説明して、こういうごみが出てましたよと、今後これないようにやってくださいというお話をさせていただいて、そのことの解決に至ってって、今はだいぶ減ってきてるんだけども、これはやっぱり衛生上、町の美化を守る以上はきっと対応していかなければいけないということの基本になってくると思います。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） ありがとうございます。それでは次、2問目に行きたいと思います。

この野良猫の避妊と去勢手術の問題なんですけれども、餌やりを止めるように、どのように周知をしていくのかお聞きをいたします。

○議長（柏倉恵里子） 田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） 周知につきましては、町広報によりまして、野良猫、野良猫も含めた野生動物もそうなんんですけど、餌やりについては止めるように周知させていただいておりまして、また野良猫による地域での迷惑や責任についても周知させていただいているところです。以上です。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） この動物基金の無料不妊手術事業というのがあるんですけども、このチケットを使用している市町村、道内には何箇所くらいありますか。

○議長（柏倉恵里子） 田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） 道内では33の市町村において事業のほうに参加されております。以上です。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） 33の市町村が参加しているということなんんですけども、どうですかね、長万部町ではこれは参加することは検討されておりませんか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） いろいろと事務方と協議をしながら近隣町村を調べてみたんだけども、渡島管内で森町が令和元年に1年間だけやってる。なぜ1年なのったら、やっぱりチケットを配付しても獣医師さんのほうでそのチケットだけでやつたら間に合うかつたら間に合わないらしい。それでその後はうちらもチケット配付は続けておりませんという回答をいただいておりますので、やはり先ほど質問にあったとおり、1万円2万円という金額と、そのチケットの値の低さってのが、やっぱり動物基金から出たにしても、受ける側の獣医師さんがまず採算に合わないんだろうなと思って、やっぱりやってみたけど1年で止めたということになります。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） 答弁の中でも今回は財政的に厳しいと、助成対応については困難であ

るということが書いておりますので、この辺にして次の質問に行きたいと思います。

外国人労働者と行政の関わり方についてなんですけども、12月の長万部の広報に、10月末の町内的人口が4,748人と掲載されておりましたけれども、そのうち外国人は何人いるのか、また、国別の内訳がわかれればお聞きいたします。

○議長（柏倉恵里子） 田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） 外国人、10月末現在の人口に対する外国人の方々の人数なんですが、4,748人のうち302名の方々が外国人の方になっております。国別にいきますと、一番多い所でインドネシアが133名、その次がベトナムで96名の方、そしてその次は中国の方で51名の方、あとその他国々がそれぞれ数名ずつおられるという事になっております。以上です。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） 今聞いてインドネシアの方が一番多いというのちょっと意外に思つたんですけども、この外国人の方々で、日本語でのコミュニケーションが取れないという方も結構いると聞いておるんですけども、町では日本語講座みたいなものを開催は考えてないですかね。そこには町民の方も参加してできるような、そういうものを開催できないのかお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 入国する前に、母国で日本語の教育ってのはかなり時間をかけてやって、それで理解できるようになってから日本に寄越してくることが多いので、最近は、この話出てから浜の人ちょっと使ってる方に聞いたんだけども、不自由がない程度にちゃんと行動できるし、理解もしているということで、昔中国人が入ってきたときには、中国人に日本語の指導ってのは月に1～2回、福祉センターでやってた事があるんだけども、そういう語学を指導する、いわゆる通訳もできる人、この方が今いなくなつたってことでやってないんだけども、外国から入ってくる研修生なり技能実習生なりってのは、ものすごく高度な語学力持ってる。だから意外と日本人のほうが逆に語学力弱いんでないかというくらい、外国人の方の優秀さというのわかるんだけども、今の段階では不自由さはないという話を聞いてます。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） 今東南アジアの方々が労働行くのに、日本だけの取り合いではなくて、韓国、中国、日本が取り合ってるような段階で、中国は一人っ子政策をやってきたおかげで、日本より高齢化が早く進むということになっております。それで13億人もいる、日本の10倍もいる国ですから、とてもたくさんの労働力がいると思うんですけども、北海道の中でも例えば東南アジアから働きに来て、例えば長万部に行くのか八雲に行くのか豊浦に行くのか、どつかに行くってなったときに、例えばこの3町村だとしたら、東南アジアから来るときにそんなに変わりはないと思うんですよ。どこに行ってもそんなに変わらない。給料が少し高いとか安いとかで行くのかもしれませんけども、そういった場合に、長万部に来てもらうために優位性と申しますか、そういう政策みたいなものは考えておりませんか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） たまたま今日、朝7時45分からNHKのニュースで、全道に入ってる外国人労働者6万5,000人っていう、今朝報道がありました。ものすごい量で入ってきてるんだけども、我々もこの質問出た段階で、情報共有するために管理職全部で会議を2回開いております。長万部ではこの方にどういう制度を使わせている、どういうことをサービスでやってるのかということでやらしてもらったんだけども、入ってくる人は人材派遣会社から來てる。そして例えば雇

用主がわざわざインドネシアに行って、その日本語学校に來てる、これから外国人として日本に入つて來る、その中で面接をして、そしてこの人とこの人がうちとしては労働者としてほしいということで、従業員としてほしいということで、決めてから人材派遣会社に頼んで、そしてその上で長万部に來ている。こういう今の組織形態になっていうの初めてわかつた。

その中で長万部に來てから、我が長万部の町は外国人の皆さんとの対応どうしての、何ら町民とは変わらない対応します。ないのは選挙権だけ。ここだけはどうしても国籍が違うから選挙権がない。それ以外のことは全て長万部町の町民と同じ、例えば今のマイナンバーカード、これも発行してゐるし、商品券やったときは商品券も彼らにも、外国から來た人にもお使いいただいてる。だからほとんど不自由なく生活をしてる状況で今これがこれからの北海道、いわゆる長万部もそうなんだけど、労働力としての頼っていく、外国人のほうが大切でないのか、だから労働力としてやっぱりきちっと待遇を考えながら、町民と何も変わらないサービスをやってく。教育委員会もそうなんだけども、例えば二十歳のつどいに同じ年代の人がいると案内出してる。つどいに出てきませんかってことまでやつてゐる。だから何ら町民と変わらない生活をしていただいてるということが今の現状です。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） よくわかりました。それで、外国人労働者を雇用している人々は関わりってのはもちろんあると思うんですけども、普通に町内で暮らしている人々と労働者との関わりというのはほとんど接点がないように今見受けられるんですけども、その辺の交流機会というのは、例えば町ができないとしても。どつかの組織とか団体にやってもらうとか、そういうような考えはございませんか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） やっぱり、地域の方々がそれをちゃんとやってくれる。例えば今年見て驚いたのが、静狩の稻荷神社のお祭りに招待されて行って、神輿を担いでる人々がみんな外国人。若い方が、その地域の文化やその地域の行事に参加して、自分たちも楽しむけども地域の力になってるということを一番先に感じてきたんだけども、この地域の文化を醸成しながら彼らも町で楽しんでいるというのがひとつの機会だ。そして最近静狩の駅に乗車率が向上した。これなんだろうとあれしたらやっぱり外国人が休みのときに列車使って札幌行ったり函館行ったりっていう行動が列車の乗車率を上げているということもわかってきた。本当に今思えばこれから将来の長万部の救世主となり得る外国の方には、やはり住みやすい環境だったり、生活しやすい環境だったり、そういうものを我々が与えてくということを、今後とも企画しながらやっていかなければいけないなと思ってるけども、コミュニケーション取るためのツールとしてどう考えるかと言わいたらこれ難しい話ですね、そこら辺はちょっとこれからひとつの大きな町の課題にもなるだろうとそう思つてます。

○議長（柏倉恵里子） 以上で高森議員の質問を終わります。

以上をもって一般質問は通告どおり全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

◎議案第10号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第2、議案第10号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第10号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を説明いたします。

このたびの改正は、令和6年人事院勧告に伴い期末・勤勉手当の支給割合が引き上げられる一般職員との均衡を考慮し、期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和6年度に係るものであります。第3条は手当で、第3項ただし書中「100分の225」を「、6月に支給する場合は100分の225を、12月に支給する場合には100分の235」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の10」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和7年度に係るものであります。

第3条は手当で、第3項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の225を、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内扱であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第10号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和6年人事院勧告に伴うもので、改正する主な内容は、給料表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の改定であります。なお、令和7年度から適用となる改正につきましては、

来年3月開会予定の第1回定例会に提案したいと考えておりますので、あらかじめご承知おき願います。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第15条は期末手当で、一般職員に係る改正として、第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の5」引き上げるもの。

再任用職員に係る改正として、第3項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5を、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の68.75」を「6月に支給する場合には100分の68.75を、12月に支給する場合には100分の71.25」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の2.5」引き上げるものであります。

15条の4は勤勉手当で、一般職員に係る改正として、第2項第1号中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、12月に支給する勤勉手当の支給割合を「100分の5」引き上げるもの。

2頁をご覧ください。再任用職員に係る改正として、第2号中「100分の48.75」を「6月に支給する場合には100分の48.75を、12月に支給する場合には100分の51.25」に改め、12月に支給する勤勉手当の支給割合を「100分の2.5」引き上げるものであります。

3頁から5頁は、別表第1で行政職給料表の改正であります。

5頁の下段をご覧ください。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月期支給の期末手当及び勤勉手当から適用する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた給与は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第4、議案第12号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説

明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　ただいま上程されました、議案第12号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和6年人事院勧告に伴い、期末・勤勉手当の支給割合が引き上げられる一般職員との均衡を考慮し、パートタイム会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和6年度に係るものであります。

第8条は期末手当で、第3項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の5」引き上げるもの。

第8条の2は勤勉手当で、第3項中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の5」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和7年度に係るものであります。

第8条は期末手当で、第3項中「6月に支給する場合には100分の122.5を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するもの。

第8条の2は勤勉手当で、第3項中「6月に支給する場合には100分の102.5を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月期支給の期末手当及び勤勉手当から適用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた報酬、期末手当及び勤勉手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第12号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子）　日程第5、議案第13号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久）　ただいま上程されました、議案第13号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、期末手当の支給割合が引き上げられる特別職との均衡を考慮し、議員の期末手当支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和6年度に係るものであります。

第1条は期末手当で、第2項中「100分の225」を「6月に支給する場合には100分の225を、12月に支給する場合には100分の235」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の10」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和7年度に係るものであります。

第1条は期末手当で、第2項中「6月に支給する場合には100分の225を、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内扱であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第13号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子）　これより質疑を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子）　日程第6、議案第14号職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第14号職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和6年人事院勧告に伴う、寒冷地手当の支給対象の拡大と、月額の引き上げであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条の2は寒冷地手当の支給で、支給対象が拡大されることに伴い、「服する職員」の次に「、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」を加えます。

第2条は寒冷地手当の額で、第1項の表中「2万3,360円」を「2万6,000円」に、「1万3,060円」を「1万4,500円」に、「8,800円」を「9,800円」に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第1条の2の改正規定は、令和7年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた寒冷地手当は、改正後の内扱であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第14号職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

11時00分 休憩

11時15分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号 令和6年度長万部町一般会計補正予算（第9号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第7、議案第15号令和6年度長万部町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第15号令和6年度長万部町一般会計補正予算（第9号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費などの整理で、歳入歳出にそれぞれ4,082万円

を追加し、補正後の予算総額を 72 億 771 万 3,000 円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

2 頁の歳出合計額をご覧ください。議会費から教育費までの合計額 4,082 万円の内訳は、報酬 698 万 1,000 円、給料 1,530 万 3,000 円、職員手当等 1,261 万 3,000 円、共済費 302 万 7,000 円、職員給与費等に係る繰出金 289 万 6,000 円であります。

また、繰出金を除いた人件費は 3,792 万 4,000 円となり、これに対する職種ごとの内訳としましては、特別職 28 万 3,000 円、一般職 2,795 万 7,000 円、議会議員の期末手当 25 万 8,000 円、会計年度任用職員 942 万 6,000 円となります。

次に、歳入についてご説明いたします。1 頁にお戻りください。

18 繰入金は、4,082 万円の追加であります。財政調整基金繰入金 4,043 万 7,000 円の追加は、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、4 億 7,756 万 8,000 円となります。

次に、森林環境譲与税基金繰入金 38 万 3,000 円の追加は、歳出の 6 農林水産業費、林業振興費 38 万 3,000 円に充当するものであります。

以上がただいま上程されました、令和 6 年度長万部町一般会計補正予算（第 9 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4 頁から 12 頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号 令和 6 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 8、議案第 16 号令和 6 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第 16 号令和 6 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 102 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 1,301 万 1,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。はじめに、歳出からご説明いたします。

総務費は、102 万 3,000 円の追加であります。一般管理費の給料 24 万 4,000 円、職員

手当等29万3,000円、共済費4万5,000円の追加は、職員の給与改定によるものであります。医療費適正化対策費の報酬25万3,000円、職員手当等11万2,000円、共済費7万6,000円の追加は、会計年度任用職員である医療事務員の給与改定によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。道支出金は、44万円の追加であります。保険給付費等交付金の特別交付金44万円の追加は、医療事務員の給与改定の増分の財源の追加によるものであります。

繰入金は、58万2,000円の追加であります。一般会計繰入金58万2,000円の追加は、職員の入件費分繰入金の追加によるものであります。

諸収入は、1,000円の追加であります。雑入の雇用保険料、1,000円の追加は、医療事務員の本人負担分に係る雇用保険料の追加によるものであります。

以上が、議案第16号令和6年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、議案第17号令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第17号令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正の主なものは、人事院勧告に伴う職員及び会計年度職員の入件費にかかる補正で、歳入歳出にそれぞれ231万4,000円を追加し、補正後の予算総額を10億3,500万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算書に添付いたしております概要により、歳出からご説明いたします。

1 総務費は、96万4,000円の追加であります。一般管理費、給料39万9,000円、職員手当等47万2,000円、共済費9万3,000円を追加するものであります。

3 地域支援事業費は、135万円の追加であります。包括的支援・任意事業費、報酬16万5,000円、給料59万8,000円、職員手当等49万7,000円、共済費9万円を追加するものであります。

歳入では、8繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金に歳出同額の231万4,000円を計上いたしました。

以上がただいま上程されました、議案第17号令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算(第4号)の内容であります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第4号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第10、議案第18号令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第18号令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費関連予算で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に210万8,000円を追加し、補正後の支出予定額を1億4,588万5,000円に改めるものでございます。内訳では、製造費の給料57万8,000円、手当26万3,000円、賞与引当金繰入額9万4,000円、法定福利費8万6,000円、退職給付費16万5,000円の追加、続いて供給販売費は給料8万6,000円、報酬34万2,000円、職員手当等9万5,000円、手当14万2,000円、賞与引当金繰入額8万5,000円、法定福利費9万3,000円、退職給付費7万9,000円の追加でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出については、概要でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の合計額となっており、今回の人件費補正に伴い、予算第8条中「3,703万円」を「3,913万8,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的支出を行います。2頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 令和6年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、議案第19号令和6年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第19号令和6年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費関連予算で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に52万9,000円を追加し、補正後の支出予定額を2億5,411万1,000円に改めるものでございます。

内訳では、原水費で給料4万9,000円、手当8万7,000円、賞与引当金繰入額2万6,000円、法定福利費4万5,000円、配水費で給料4万6,000円、手当4,000円、賞与引当金繰入額2万9,000円、法定福利費2万1,000円の追加、続いて業務費では、給料22万1,000円の追加、手当は20万7,000円の減額、賞与引当金繰入額3万4,000円、法定福利費5万3,000円の追加、総係費で、退職給付費12万1,000円の追加でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要でご説明をいたしましたので省略をいたします。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の合計額となっており、今回の人件費補正に伴い、予算第8条中「1,971万7,000円」を「2,024万6,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和6年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的支出を行います。3頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行い

ます。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、議案第20号令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第20号令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、給与改定等に伴う人件費関連予算で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち支出の下水道事業費から14万4,000円を減額し、補正後の支出予定額を4億2,858万5,000円に改めるものでございます。

内訳では、総係費の給料109万6,000円の追加、手当244万1,000円の減額、賞与引当金繰入額73万1,000円、法定福利費30万円、退職給付費17万円の追加でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出については、概要でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の合計額となっており、今回の人件費補正に伴い、予算第9条中「4,165万8,000円」を「4,151万4,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的支出を行います。3頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第6号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第13、議案第21号令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前病院事務長。

○病院事務長（本前武広） ただいま上程されました、議案第21号令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第6号）について、その内容をご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入および支出のうち、支出の病院事業費用に1,672万3,000円を追加し、補正後の支出予定額を7億4,046万5,000円に改めるものであります。

内訳は、給与費の給料が255万9,000円の追加、手当が821万6,000円の追加、報酬が510万1,000円の追加、法定福利費が79万1,000円の追加、退職給付費が5万6,000円の追加で、人事院勧告に伴う給与改定分の計上であります。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要の中で説明しましたので、省略させていただきます。

第3条は、予算第6条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもので、給与費の追加により、予算総額を4億7,558万3,000円に改めるものであります。

以上が、令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第6号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的支出を行います。3頁です。ありますか。

[「なし」の声あり]

次に、1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありますか。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

○議長（柏倉恵里子）　日程第14、所管事務等の調査及び閉会中の継続調査についての件を議題といたします。お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の活動を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の活動を承認することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会宣言

○議長（柏倉恵里子）　これにて令和6年第4回長万部町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

11時36分　閉会
